

○鏡野町水道事業配水管布設工事請負契約指名競争入札参加業者選定要綱

平成17年8月1日

訓令第107号

改正 平成19年2月27日訓令第3号

平成19年5月1日訓令第38号

平成26年8月5日訓令第11号

(趣旨)

第1条 水道法(昭和32年法第177号)第5条に規定する施設基準を満たす工事の施工を確保するため、鏡野町において発注する、配水管布設工事請負契約に係る指名競争入札参加業者(以下「指名業者」という。)の選定については、鏡野町工事執行規則(平成17年鏡野町規則第51号)、鏡野町建設工事請負契約指名競争入札参加資格審査要領(平成17年鏡野町告示第11号。(以下「審査要領」という。))及び鏡野町建設工事等入札指名委員会規程(平成17年鏡野町訓令第40号)に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この訓令において配水管布設工事とは、新設、改良等による配水管の布設、移設、修繕及び撤去の工事並びに弁栓類の設置工事をいう。

(施行要件)

第3条 配水管布設工事を行う者は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する営業所を岡山県内に設置し水道施設工事業の許可を受けていること。
- (2) 鏡野町水道事業給水条例施行規則(平成17年鏡野町規則第136号)による指定給水装置工事業業者の指定を受けていること。
- (3) 配水管技士(社団法人日本水道協会岡山県支部が行う配水管技士資格試験に合格し配水管技士登録簿に登録された者)、又は配水管技能者(社団法人日本水道協会が行う配水管工技能講習会を終了し、一般継手管及び耐震継手管の配水管技能者として配水管技能者名簿に登録された者)1人以上、かつ、給水装置工事主任技術者(水道法第25条の4に規定する給水装置工事主任技術者)1人以上を常勤で雇用していること。ただし、配水管技士又は配水管技能者と給水装置工事主任技術者とは、同一の者が兼ねることができない。

2 配水管技士又は配水管技能者及び給水装置工事主任技術者は、建設業法第26条第1項又は第2項に規定する主任技術者又は監理技術者と兼ねることができる。

(名簿の提出)

第4条 指名業者の選定を希望する者は、配水管技士又は配水管技能者及び給水装置工事主任技術者の氏名及びその資格を確認できる書類を鏡野町水道工事指名競争入札参加者選定申請書(別記様式)を、審査要領第5条に定める指定業者指名申請書に添付して町長に申請するものとする。

2 申請書提出後、前条第1項に規定する資格要件に変更があった場合は、速やかに町長にその旨を届け出なければならない。

(審査)

第5条 水道工事に係る指定業者の審査は、別表に基づく点数により格付けを、審査要領第4条に規定する入札参加資格審査と同時に行う。

(準用)

第6条 この規程は導水管及び送水管の工事にも準用する。

(有効期限)

第7条 水道工事に係る指定業者の資格は入札参加資格審査の決定のあった日の翌日から翌々年の入札参加資格が決定される日までの間、入札参加資格を有する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成17年8月1日から適用する。

附 則(平成19年2月27日訓令第3号)

(施行期日)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年5月1日訓令第38号)

(施行期日)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成26年8月5日訓令第11号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成26年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日前に、この訓令による改正前の鏡野町水道事業配水管布設工事請負契約指名競争入札参加業者選定要綱第5条の規定により審査された格付については、なお従前の例による。

別表(第5条関係)

項目	点数配分
総合評定値点数	水道施設点数
管工事施工管理技士	1級人数×15点 2級人数×10点
配管技士	配水管技士×5点 配水管技能士×10点 給水装置工事主任技術者×10点

点数による格付

格付	点数
A	800点以上
B	710点～800点未満
C	710点未満